

<会計監査サービスの御案内>

1. タイ国における監査制度

タイ国においては、法律上すべての株式会社が会計監査（タイ国公認会計士による年 1 回の会計監査）を受けることが義務付けられています。

2. 会計監査へのニーズと会計士（会計事務所）

タイ国の特殊な会計制度下において会計監査を受ける側（会社）にはそれぞれの会社の規模やおかれている状況によってニーズがありますが、監査の実施者（会計士）にはそれぞれメリット・デメリットがあるため、これを理解した上で監査契約を締結しないと、お客様の側で実務上問題やサービスに対する不満が発生することが少なくありません。

（監査を受ける側）

No.	会社分類	会計監査へのニーズ
1	タイ国証券取引所等の 上場企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な会計基準適用 ・ 連結ベースの決算書作成 ・ 四半期開示等の市場への適時なディスクロージャー
2	親会社が日本の証券取引所に上場している非上場企業（連結対象企業）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社へのタイムリーな決算報告 ・ 親会社の連結財務諸表監査に有用な情報提供 ・ タイ国税務上の観点からの日々の対応及び決算書レビュー
3	その他の非上場企業（非連結対象）	<ul style="list-style-type: none"> ・ タイ国税務上の観点からの日々の対応及び決算書レビュー

※多くの日系企業は 2 or 3 に該当しますので、以下 2 or 3 の企業を前提に説明いたします。

（監査を実施する側）

No.	会計士分類	メリット	デメリット
1	大手会計事務所 （グローバルファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ グローバルメンバーファームで統一された厳格な監査手続を行う。 ・ 英語での対応が比較的可能。 ・ 日本人コーディネーターがいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳格な監査手続や会計基準を追及するあまり、監査対応のためのコストがかかる（時間がかかる・報酬が高い）。 ・ 日本人コーディネーターの対応は事務所毎・クライ

No.	会計士分類	メリット	デメリット
			アント毎にまちまち（∵コーディネーターは期間限定派遣（日本より派遣）、クライアント数に対してコーディネーターの数が圧倒的に少ない）。
2	中小会計事務所 （ローカルファーム）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用が比較的安価 ・ 期中の対応及び監査の日程に関して大手事務所より比較的柔軟に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの質が会計事務所によりまちまち ・ 英語での対応が不得手（事務所による） ・ 日本人コーディネーターがない（事務所による）
3	個人公認会計士 （ローカル会計士）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用が安い。 ・ タイ法人の意見に柔軟に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監査費用が安い分、監査手続を省略することが多く、監査上及び内部統制上の問題がタイムリーに把握されないことがある。 ・ タイ法人の意見に柔軟に対応しすぎる場合、親会社がタイ法人の問題点を適時に把握できない可能性がある。

3. 監査実務上起こる問題事例

上記のような会社のニーズと会計士のメリット・デメリットの把握がうまくできずに契約締結をしていることが原因で、在タイ日系企業のお客様の間で以下のような問題が発生することがあります。

①親会社への報告期限に監査が間に合わない

（発生する問題）

親会社が日本又は他国（シンガポール・香港等）で連結財務諸表を作成する関係で、タイ法人を含むグループ会社の決算報告の期限が厳格に定められているが、会計士の監査が過度に厳格で且つ事前の打ち合わせが不十分であったため、期限に間に合わない。監査人は会社の資料の提出が不十分であるため監査が遅れていると主張し、会社は監査人が何を

要求しているのかが分からず、時間が無駄に経過してしまう。

(原因)

- ・ 監査手続及び事務所内手続が過度に厳格
- ・ 会計事務所からの事前及び監査中の指示が不十分
- ・ 会計士（及びコーディネーター）が担当するクライアントの数が多数（タイ系上場企業や日系大企業の方が優先される）

②会計士とコミュニケーションがうまく取れない

(発生する問題)

- ・ 会計士が監査上発見した修正事項及び問題点について、日本人マネジメントに対する説明が不十分。
- ・ 日本人コーディネーターはいるが、監査上何か問題が起こった場合もあまり現場には来ず、問題点の解決を行うというよりは、監査チームの主張を伝えるだけの通訳に徹しているようなところがある。
- ・ 英語での対応が不十分。

(原因)

- ・ タイ人会計士が日系企業の承認システムの理解が不十分で、会社のタイ人担当者に伝達するだけで自分たちの責任は解除されるというような思考を持っている。
- ・ 英語での対応が可能なタイ人専門家がない。
- ・ 日本人コーディネーターに権限が無い。
- ・ 日本人コーディネーターが会計専門家ではない。
- ・ 日本人コーディネーターがない。

③タイ法人の問題点の把握ができない又は遅れる

(発生する問題)

タイローカルの会計事務所及び個人の会計士を使っている会社が、従来、会計監査において何の問題も指摘されていなかったが、別の会計事務所に変更したとたんに様々な問題点が発覚。前期の決算が黒字から赤字になるようなケース等もあるが、現地法人の日本人マネジメント及び親会社はその事実の把握ができなかった（把握が遅れた）。

(原因)

- ・ 監査報酬が極端に安価な会計士（会計事務所）を使っており、当該会計士はほとんど監査手続を行っていない。
- ・ 会計士の監査スキル及びコミュニケーションスキルに問題がある。

4. Alliance の監査サービス

上記のような様々なニーズを持っている日系企業のお客様に対して、私共 Asia Alliance Partner では以下のような会計監査を実施します。

No.	会社分類	ニーズ	Alliance の監査	監査報酬
1	親会社が日本の証券取引所に上場している企業（連結対象企業）	<ul style="list-style-type: none"> 親会社へのタイムリーな報告 親会社の連結財務諸表監査への有用性の追及 タイ国税務上の観点からの日々の対応及び決算書レビュー 	（Alliance 標準監査） タイ人会計士・タイ人税務専門家・日本人会計士による効率性・適時性・親会社連結決算への有用性を第一に考えた監査（*1）	通常の報酬
2	その他の企業（非連結対象）	タイ国税務上の観点からの日々の対応及び決算書レビュー	同上 （Alliance 法定監査） 一定水準以上のスキルを持つタイ人会計士・タイ人税務専門家による税務申告上最低限必要な監査（*2）	通常より安価な報酬

※なお、監査報酬は会社の規模・内部統制組織の整備運用状況により変化します。

(※1) Alliance 標準監査

タイ国の法律上要求されている水準の監査を行うだけでなく、会社の管理上・内部統制上の問題点の把握・改善案の提示や親会社の連結決算及び現地法人管理に有用な監査をタイ人会計士・税務専門家・日本人会計士が協力して行います。

(特徴)

- ・ 会社の決算スケジュールを最重視し、無理の無い監査計画の立案
- ・ 会社のビジネス・内部統制の状況を把握し、効率的な監査を実施
- ・ 日本の連結決算に有用な情報の検討（連結パッケージ・親会社の監査人からの質問状（Questionnaire）への回答の作成等）
- ・ 会計上の観点だけでなく税務上の観点からの財務諸表レビュー
- ・ 監査上発見された問題点の日本人マネジメントへの報告

(監査の流れ)

契約時：期首残高の検討及び会社の事業内容・管理体制の把握（初年度のみ）



期中①：当期の監査計画に関するディスカッション（必要に応じて親会社経理部との打合せ）



期中②：内部統制の整備・運用状況の把握、問題点の指摘



期中③：決算事前打合せ及び決算事前監査（事前監査は決算日程がタイトな場合）



期末①：棚卸立会・実査・残高確認（必要に応じて）



期末②：財務諸表項目の検討（税務レビュー含む）



期末③：監査上発見された会計上の要修正事項に関する御説明及び決算書への反映の検討



期末④：監査報告書付決算書の作成・提出・承認（及び親会社の監査人から要求される質問書等の作成・提出）



監査後：マネジメントレター（監査の過程で発見された会計上・内部統制上の問題点と改善案をまとめたもの）の提出・解説



翌期以降同様

(※2) Alliance 法定監査

タイ国の法律上要求されている水準の監査を効率的且つ低コストで行うために、一定以上の経験・スキルを持つタイ人会計士・税務専門家が協力して実施します。

(特徴)

- ・ タイ国の法律上、必要最低限の監査手続を実施する。
- ・ 税務申告が主目的であるため、税務上のリスクという観点から財務諸表のレビューを行う。

(監査の流れ)

契約時：期首残高の検討及び会社の事業内容・管理体制の把握（初年度のみ）



期中①：当期の監査日程の打合せ



期中②：期中監査（必要に応じて）



期末①：財務諸表項目の検討（税務レビュー含む）



期末②：監査上発見された会計上の要修正事項に関する御説明（タイ語又は英語）及び決算書への反映の検討



期末③：監査報告書付決算書の作成・提出・承認（及び親会社の監査人から要求される質問書等の作成・提出）



監査後：マネジメントレター（監査の過程で発見された会計上・内部統制上の問題点と改善案をまとめたもの）の提出（重要な問題あれば、タイ語又は英語にて）



翌期以降同様

5. 監査担当会社と監査の独立性

私共 Alliance Group では、監査人の独立性を確保するために、会計監査以外の業務（会計サービス、各種コンサルティング業務等）を行う会社である「Asia Alliance Partner Co., Ltd. (AAP)」とは異なる組織の、「Professional Assurance Service Co., Ltd. (PAS)」を監査担当会社として設立・法人登記しております。

私共では各国の法律又は監査人の倫理規定に抵触しない組織を形成しサービスを提供させていただきつつも、グループの利点を生かし、情報交換を密に行って、効率的かつ有用な会計監査サービスを御提供したいと考えております。

私共の会計監査サービスに御興味、御質問等ございましたら下記の連絡先までご照会ください。

会社名 : Professional Assurance Service Co., Ltd.

住所 : (Asia Alliance Partner Co., Ltd. オフィス内)

1F, 45 House, 8 Soi 45 Sukhumvit Rd, Klongtonnua, Wattana, Bangkok 10110

TEL : 02-261-8182

FAX : 02-261-8183

E-mail Address : info@aapth.com